

独立行政法人福祉医療機構の次期中期目標案の概要

(独)福祉医療機構第5期中期目標(案)の基本的な考え方

(独)福祉医療機構第5期中期目標期間
令和5年4月～令和10年3月

現状認識、課題

- ・ 少子高齢化等の進行に伴う待機児童問題、特養待機者問題及び医療需要の増大
- ・ 適正なサービスの提供量及び質を確保するための人材確保に向けた従事者の処遇改善
- ・ 国の計画に基づき整備された社会福祉施設等の老朽化への対応
- ・ 地域のつながりの希薄化(社会的孤立等)
- ・ デジタル技術の活用による福祉・医療事業者の業務の省力化・効率化

これらの課題解決に向けて

(独)福祉医療機構に求められる役割

福祉の増進並びに医療の普及及び向上を図るという目的の下、福祉・医療に関する多様な事業を効果的かつ効率的に実施することにより、地域における福祉・医療の向上を目指す民間活動を支援する。

- 各種課題の解決に向けた施設整備等の資金融資及び経営指導などの事業者向け支援
- 保育士や介護人材の処遇改善に資するため、退職手当共済事業の安定的な制度運営の実施
- 独立行政法人という公的な立場から、機構が保有する福祉保健医療情報サービス基盤を活用し、全ての利用者が一元的かつ正確な情報を入手できる環境の整備等を実施

「この国の政策に基づいて」

行政の対応

- ・ 左記の課題解決のため、以下の取組等を推進

新子育て安心プラン (R 2. 12)	令和6年度末までに保育の受け皿を整備
地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律 (H26. 6)	地域医療構想に沿って医療・介護提供体制を分化・連携
高齢社会対策大綱 (H30. 2) 全世代型社会保障構築会議における議論 (R 3. 11)	介護基盤等の整備を拡大しつつ、地域包括ケアシステムの構築や地域共生社会づくりを推進 介護等の職場におけるICT化の推進
デジタル社会の実現に向けた重点計画 (R 4. 6)	医療・介護等分野におけるデジタル化の推進
地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律 (R 3. 4)	介護人材確保の取組の強化
国土強靱化基本計画 (H30. 12)	医療・社会福祉施設等について老朽化対策等を推進

(独)福祉医療機構第5期中期目標(案)の概要

1 福祉医療貸付事業

少子高齢化が進行する中、福祉・医療サービスの安定的かつ効率的な提供体制を構築することが喫緊の課題。「新子育て安心プラン」等の政策目的の実現に向けて、民間の社会福祉施設等の整備に対して長期・固定・低利の資金を提供すること等により、施設開設者等の負担軽減を図り、福祉・医療サービスの基盤整備に資するため、以下の点に留意しその適正な実施に努めること。【重要度:高】

- (1) 政策優先度に即した効果的かつ効率的な政策融資を実施すること。
国の要請等に基づき災害復旧や感染症拡大、金融環境の変化に伴う経営悪化等の緊急時における資金需要に迅速かつ機動的に対応すること。
- (2) 福祉医療関係団体や地方公共団体に対する福祉医療貸付制度の周知・広報や意見交換会を実施すること。
- (3) 利用者の円滑な資金調達に資するよう融資や経営診断を通じて得たノウハウ等を民間金融機関等へ提供するとともに、協調融資の普及を図ること。
- (4) 事業者の施設整備等に関する相談対応や、適正な審査手続を確保しつつ業務を迅速に実施することで、利用者サービスの向上を図ること。
- (5) 貸付債権については、福祉医療経営指導事業と連携しつつ、継続的に状況把握するとともに、フォローアップ調査の実施など、新型コロナウイルス対応支援資金により貸付先が急増したことも踏まえ、債権区分別に適切な期中管理を行うこと。
- (6) 債権悪化の未然防止の取組を実施すること。
- (7) 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、経営悪化が懸念される貸付先への支援を実施すること。

(8) 定量目標

- ① 福祉医療関係団体等との意見交換会等を毎年度14回以上実施
(第4期実績:年平均13.5回)
- ② 民間金融機関等との勉強会・意見交換会を毎年度11回以上実施
(第4期実績:年平均10.3回)
- ③ 貸付先等への経営に係るアドバイスを毎年度220件以上実施
(第4期実績:年平均216.3件)
- ④ リスク管理債権化する恐れのある貸付先等に係るフォローアップ調査を毎年度72貸付先以上に実施
(第4期実績:年平均71.7貸付先)

2 福祉医療経営指導事業

独立行政法人という公的な立場から福祉・医療事業者等に対し、経営に関わる正確な情報や有益な知識を提供するセミナーを実施するとともに、機構が保有するノウハウを活用した経営状況に関する調査・分析結果の提供や経営状況の的確な診断を実施することにより、施設経営を直接・間接を問わず支援するため、以下の点に留意してその適正な実施に努めること。【重要度：高】

- (1) セミナーについては、機構の独自性を発揮できる施設整備・経営管理に関する優良実践事例等の情報提供など内容の充実を図るとともに、福祉・医療事業者のニーズを踏まえて、必要に応じてオンラインセミナーを開催するなど、機動的かつ柔軟に対応すること。
- (2) 福祉医療貸付事業と連携して、継続的に貸付先の事業の運営状況や財務状況を収集するとともに、福祉・医療事業者等が健全な経営を行うことができるよう、経営状況に関する調査・分析・公表を行うなどの取組を実施すること。
- (3) 経営診断については、コロナ感染症等の影響により、今後経営の悪化が懸念される福祉・医療事業者の経営の安定化を支援するため、福祉医療貸付事業と連携しつつ個々の事業者等が抱える課題の解決に重点を置いた診断・支援の手法・内容の充実を図ること。
- (4) 定量目標
 - ① セミナーのテーマ数毎年度10テーマ以上
(令和2年度及び令和3年度実績：年平均10テーマ)
 - ② 施設の経営状況に関する調査・分析結果のマスコミの記事・論文等への引用回数毎年度117回以上
(第4期実績：年平均116.8回)
 - ③ 経営診断の実施回数毎年度342件以上
(第4期実績：年平均394.0件)

3 社会福祉振興助成事業

NPO等の非営利法人が行う民間の創意工夫ある活動や地域に密着したきめ細かな活動等に対して効果的な助成を行うことにより、地域共生社会の実現に寄与するとともに、助成先法人等が自立的運営を行う基盤を構築できるよう、以下の点に留意してその適正な実施に努めること。

- (1) 地域共生社会の実現などの政策的に必要なテーマに重点化し周知するとともに、NPO等が実施する分野横断的な事業や他団体と連携・協働する事業等を選定すること。
- (2) 助成金申請業務の効率化により、助成金の早期交付決定を図ること。
- (3) 助成先法人等のコンプライアンス確保の観点から、ガバナンス強化の支援を充実すること。
助成期間後の活動の発展・充実に資するよう、過去の優良事例の紹介等を通じた事業実施の支援及び事後評価を実施すること。
- (4) 助成先法人等が行う事業の継続・発展に繋がるよう、研修会及び助成事業の成果の普及を兼ねたシンポジウム等を行うほか、適切な相談・助言に努めること。
- (5) 定量目標
 - ① 助成事業が対象とした利用者の満足度(4段階評価のうち最高評価の率)毎年度60%以上
(第4期実績：年平均67.6%)
 - ② ガバナンス強化に関する支援の実施団体毎年度23団体以上
(第4期実績：年平均22.8団体)
 - ③ 助成事業に係る研修会等の参加者満足度(4段階評価のうち最高評価の率)毎年度50%以上
(第4期実績：年平均48.6%)

4 退職手当共済事業

福祉サービスの安定的かつ効率的な提供体制を構築し、その担い手である福祉人材を確保することは喫緊の課題である。「新子育て安心プラン」等においても、保育や介護の人材確保を目指しているところであり、本事業は退職手当共済制度の安定的な運営を図ることにより、社会福祉施設等に従事する職員の処遇改善を図り、福祉人材の確保に資するものであり、以下の点に留意しその適正な実施に努めること。【重要度：高】

- (1) 退職手当金の給付事務の効率化により平均処理期間の短縮を図ること。
- (2) 提出書類の電子化等に努めるとともに、退職届作成システムの利用促進を図ることにより、利用者の利便性の向上及び負担軽減に努めること。
- (3) 社会福祉施設等に従事する職員の処遇改善を図り、福祉人材の確保に資するため、都道府県等と連携し、制度の周知・広報を実施すること。

(4) 定量目標

- ① 受付から給付までの平均処理期間毎年度42日以内
【困難度：高】(第4期実績：年平均39.4日)
- ② 退職届作成システムの利用割合を毎年度45%以上
(第4期実績：年平均44.5%)
- ③ 退職手当共済制度の新規広報先を毎年度20件以上
(令和3年度実績：19件)

5 心身障害者扶養保険事業

地方公共団体が加入者に対して負う共済責任を保険する事業に関する業務を安定的に運営することにより、障害者の保護者の不安を解消し、保護者死亡後の障害者の生活安定に寄与することを目的とし、以下の点に留意してその適正な実施に努めること。

- (1) 毎年度、扶養保険事業の財政状況を検証し、加入者等に対し公表すること。
- (2) 扶養保険資金の運用に関する基本方針を定め、管理を行うこと。
また、扶養保険資金は分散投資による運用を行うとともに各種リスク管理を行うこと。
なお、運用に関する基本方針は必要に応じて随時見直すこと。
- (3) 扶養共済制度を運営する地方公共団体と連携し、事務処理の適切な実施及び制度周知に努めること。

(4) 定量目標

- 国、地方公共団体及び関係団体などとの連携・協力による周知・広報活動を毎年度15回以上実施
(第4期実績：年平均16回)

6 福祉保健医療情報サービス事業(WAM NET事業)

独立行政法人という公的な主体が運営する信用力を活かし、「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」、「障害福祉サービス等情報公表システム」、「子ども・子育て支援情報公表システム」及び「災害時情報共有システム」の管理・運営を行うことなどにより、全ての利用者に対し福祉保健医療施策に関する一元的かつ正確な情報の基盤を提供することを目的とし、以下の点に留意してその適正な実施に努めること。【重要度:高】

- (1)福祉保健医療関連の各種情報を幅広く提供し、情報の質の向上と利便性の向上に努めること。
- (2)国の施策に基づく情報システムについて、国との連携の上、着実に整備し、安定的に運用するとともに効率的に管理すること。
- (3)福祉保健医療施策及び機構業務の効率的な実施を推進するため、WAM NETの活用を図ること。

(4) 定量目標

- ①提供情報の整備充実及び機能の見直しに関する取組を毎年度8件以上実施
(第4期実績:年平均7.2件)
- ②年間ヒット件数2億1,000万件以上
(第4期実績:年平均2億946万件)
- ③「子育て・介護と仕事の両立支援情報ポータル」に関するコンテンツの満足度
毎年度80%以上
(新規指標のため実績なし)

7 承継年金住宅融資等債権管理回収業務

回収金の国への納付により年金給付の財源に寄与することを目的とし、以下の点に留意してその適正な実施に努めること。
なお、業務承継時からの債権残高の減少状況を踏まえ、引き続き、業務の終了を見据えた具体的な検討を行いつつ、安定的かつ効率的な業務実施に努めること。

- (1)債権残高の将来見通しを踏まえ、業務運営コストの分析及び将来の収支状況の的確な把握を行うとともに、第4期中期目標期間中に把握した今後の課題等への対応について、当該業務の関係機関と緊密に連携して必要な調整を進めること。
- (2)貸付先の財務状況等の把握及び分析等を適時に行うことにより、適切な債権管理に努めること。
- (3)債権の適時的確な回収を行うことにより、延滞債権の発生を抑制に努めること。
- (4)延滞債権について、督促や保証人等に対する保証履行請求等を適切に行うことにより、早期の債権回収に努めること。
- (5)コロナ感染症の拡大等の諸事情に留意し債務者に寄り添って丁寧に対応すること。当該諸事情を考慮する必要がなくなったと認められる場合は、年度計画においてリスク管理債権の残高に関する定量的な目標を設定し、リスク管理債権の削減に努めること。

8 年金担保債権管理回収業務及び労災年金担保債権管理回収業務

返済中の利用者に配慮しつつ債権の管理及び回収を行い、業務の終了に向けた適切な措置を講じること。

- (1)業務運営コストを分析し、その適正化を図るとともに、業務終了に至るまで安定的で効率的な業務運営に努めること。
- (2)融資後の貸付債権に係る着実な管理回収を行うとともに、返済中に生活困難に陥った者に係る返済条件の緩和を行うこと。
- (3)円滑な業務終了に向けて、必要な準備検討を進めた上で、受託金融機関等の協力を得て適切な措置を講じること。

9 一時金支払等業務及び補償金支払等業務

優生手術等を受けた者に対する一時金及びハンセン病元患者家族に対する補償金の支払に当たり、個人情報の取扱いに特に配慮するとともに、国に対して毎月の支払状況等を報告するなど、国と密接な連携の上、業務の適切かつ迅速な実施に努めること。

業務運営の効率化に関する事項

1. 業務・システムの効率化と情報化の推進

- 「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」に基づき、情報システムの適切な整備及び管理を行うこと。
- 各事業・業務の実施を効率的かつ安定的に支援するため、計画的なシステムの導入及び改善に努めること。

2. 経費の節減

- 業務方法の見直し及び事務の効率化を図りつつ、事業の実施に支障のない範囲で経費の節減に努めること。
- 「調達等合理化計画」に基づき、一者応札等に対する取組を着実に実施すること。
- 運営費交付金を充当する一般管理費及び業務経費(いずれも人件費を除く。)については、業務の質の確保に留意しつつ、より一層の業務運営の効率化を推進すること。

(注)貸付金に係る振込・口座振替手数料及び債権保全費、福祉医療経営指導事業に係る経費、社会福祉事業に関する調査研究、知識の普及及び研修に係る経費、退職手当共済事業に係る業務委託費及び退職手当給付金支給に係る振込手数料、システム関連経費、事務所借料関連経費、新型コロナウイルス対応支援資金等関連経費、公租公課並びに特殊要因経費を除く。

財務内容の改善に関する事項

1. 運営費交付金以外の収入の確保

- 運営費交付金を充当して行う事業については、それぞれの事業目的を損なわない範囲で利用者負担その他の自己収入を確保することに努めること。

2. 自己資金調達による貸付原資の確保

- 福祉医療貸付事業及び年金担保債権管理回収業務において、債券の発行等による資金調達を適切に行うこと。

3. 不要財産の国庫納付

- 将来にわたり業務を確実に実施する上で必要なくなったと認められる財産(不要財産)を速やかに国庫納付すること。

その他業務運営に関する重要事項

1. 効率的かつ効果的な業務運営体制の整備

- 国の政策や福祉医療に係る事業経営環境が変化する中で福祉医療に係る事業の健全な発展を総合的に支援するため、組織編成等の業務運営体制を継続的に見直すこと。

2. 内部統制の充実

- 内部統制に係る規程類を適時適切に見直し、整備するとともに、研修等における指示の伝達等を通じて役職員で認識を共有すること。また、内部統制の仕組みの点検・検証を行い、その結果を踏まえて、機構の組織規模及び事務・事業の特性を踏まえた内部統制の更なる充実を図ること。
- 情報セキュリティポリシーに係る規程類を適時適切に見直すとともに、適切な情報セキュリティ対策を講じることにより、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力及び組織的対応能力の強化に取り組みつつ、PDCAサイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図ること。

3. 人事に関する事項

- 男女共同参画や働き方改革を推進する観点から、育児・介護等との両立支援、ワーク・ライフ・バランスの推進等の各種人事施策を講じること。